

中央教育審議会初等中等教育分科会質の高い教師の確保特別部会を
教師を取り巻く環境整備特別部会に改める件について

- 令和5年5月、文部科学大臣より中央教育審議会に対し、「「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について」の諮問がなされた。

- これを受け、中央教育審議会においては、初等中等教育分科会の下に「質の高い教師の確保特別部会」を設置し、学校における働き方改革の更なる加速化、教師の処遇改善、学校の指導・運営体制の充実について一体的・総合的に審議を行い、令和6年8月には「「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」（以下「答申」という。）を取りまとめるとともに、答申後も必要な審議を重ね、第13期初等中等教育分科会においても継続して同特別部会を設置している。

- 令和7年6月、答申に基づく公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号。以下「給特法等改正法」という。）が成立し、答申において方向性が示されていた学校における働き方改革の更なる加速化、教師の処遇改善、学校の指導・運営体制の充実の一体的・総合的推進のための制度改正がなされるとともに、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）の働き方改革推進法としての抜本的見直しが行われた。これらの見直しや国会における質疑を踏まえ、今後は特

に学校における働き方改革等の教師を取り巻く環境整備を更に具体的に進めるための方策について審議を行う必要があることから、「質の高い教師の確保特別部会」を「教師を取り巻く環境整備特別部会」に改め、給特法等改正法の施行へ向けて、文部科学大臣が定める、教育委員会が教師の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する「指針」の改訂など、学校現場における具体的な業務の見直し等を含めた、働き方改革の実効性を高めるための審議を行うこととする。